

市第137号議案 横浜市手数料条例の一部改正

1 趣旨

「毒物及び劇物取締法」（以下「法」という。）が平成30年6月に一部改正（令和2年4月1日施行）されたことに伴い、「横浜市手数料条例」（以下「条例」という。）で引用している法に条ずれが生じたため、条例の一部を改正します。

2 改正内容及び理由

法第4条第2項は毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録について厚生労働大臣へ申請すること、同条第3項は販売業の登録について都道府県知事（保健所を設置する市の場合においては市長）へ申請することと規定されていました。

今回の法改正で、製造業及び輸入業の登録申請が都道府県知事へ権限移譲されたことにより同条第2項と第3項が統合され、第3項は削除されました。これにより、新たに同条第2項に販売業の申請が規定され、登録の更新について規定されていた同条第4項は同条第3項に変更されています。

そのため、これを引用する条例を次のとおり改正します。

- (1) 条例第2条第76号中、「法第4条第3項」を「法第4条第2項」に改めます。
- (2) 条例第2条第77号中、「法第4条第4項」を「法第4条第3項」に改めます。

3 施行予定日

令和2年4月1日（改正される法の施行日と同日）

新旧対照表（横浜市手数料条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市手数料条例</p> <p>平成 12 年 3 月 27 日横浜市条例第 32 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(手数料)</p> <p>第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(第 1 号から第 75 号まで省略)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 4 条第 <u>3</u> 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業登録手数料 1 件につき 14,700 円</p> <p>(77) 毒物及び劇物取締法第 4 条第 <u>4</u> 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業登録更新手数料 同 6,400 円</p> <p>(第 78 号から第 184 号まで省略)</p> <p>(第 3 条から第 8 条まで省略)</p>	<p>横浜市手数料条例</p> <p>平成 12 年 3 月 27 日横浜市条例第 32 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(手数料)</p> <p>第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(第 1 号から第 75 号まで省略)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 4 条第 <u>2</u> 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業登録手数料 1 件につき 14,700 円</p> <p>(77) 毒物及び劇物取締法第 4 条第 <u>3</u> 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業登録更新手数料 同 6,400 円</p> <p>(第 78 号から第 184 号まで省略)</p> <p>(第 3 条から第 8 条まで省略)</p>